

議事録

【会議名称】令和4年度 第3回朝霞地区在宅医療・介護連携推進会議

【日時】令和4年11月21日(月)

【会場】和光市総合福祉会館 第2会議室

【出席者】委員22(欠席4) 詳細別添資料

【議題】

- (1) ACP 普及啓発講師人材バンク登録制度の進捗状況について
- (2) 入退院支援普及啓発進捗状況について
- (3) 令和5年度推進事業計画について
- (4) その他

■議題(1) ACP 普及啓発講師人材バンク登録制度の進捗状況について

事務局より説明

※資料1「令和4年度 ACP 普及啓発講師人材バンク講演会 開催(予定)状況」参照

■議題(2) 入退院支援普及啓発進捗状況について

朝霞保健所高野氏より説明

※資料「MCS の活用による入退院支援」参照

(和光市職員・居宅・地域包括支援センターより質問事項)

- ・入院中に介護申請をするなど患者の状態像がつかめないうとき、和光市の場合、地域包括支援センターが調整の役割を担っている。課題を解決するために必要なサービスの調整を行っているので、入院中の患者の状態像により、市町村の基盤整理を見ながら居宅サービス(広域の居宅か、小規模や看護小規模などの地域密着)か、施設系(老健、GH等)か、介護申請ではなく総合事業などの利用が適切かなど包括の包括的・継続的ケアマネジメント業務の範疇で調整しているという経緯がある。市としても給付適正化の観点で必要なサービスが本人に提供されているかを確認する必要があると考えている。
 - ・MCSにより、手挙げ方式となった場合、医療側のMSWがどの程度必要な介護情報を整理できるのか、手挙げ方式という市場原理的な作用でサービスが組み立てられるというのは問題があるのではと感じている。
 - ・介護保険サービス導入の判断は、病院MSWが整理できるのだろうか。
 - ・居宅介護支援専門員が手挙げをし、ケアプランを作成したが、要介護認定と認定されなかった場合、それまでの介護支援専門員の労力は無駄となることが予想される。
 - ・和光市の場合、これまでのルールがあるが、他に合わせなければいけないのだろうか。
- (高野氏)

- ・現状では、病院の入院患者情報が関係機関とタイムリーに情報共有されていないことが問題であり、MCS を活用して入退院支援を迅速化、円滑化したい。
- ・MCS での手挙げ方式が即サービスの決定とはなるものではない。ケアプランの作成に当たって、サービス事業所や提供されるサービスの選択肢を増やすというものである。
- ・病院側 MSW が判断できない場合、地域包括支援センター(以後包括と略す)に入ってもらえば問題はないのではないか。
- ・現在の和光市の運用がどのようなものであるか詳細を知りたい。その上でどうすれば望ましい運用になるのか話し合いを進めていきたい。
- ・ケアマネがケアプランを作成するにあたって、事前に必ず包括が入らなければいけないという運用は、介護保険制度上ないはずである。できれば参加市の事務の運用は標準化した方が効率化を高めるし、患者や病院、介護事業者等にとっても運用ルールはシンプルな方が望ましい。
- ・各々の市によって介護保険の運用に違いがあるかもしれないが、「MCS の活用による入退院支援」を開始するにあたっては、場合によっては運用の見直しも必要ではないのだろうか。

開始時期について

(和光市職員より質問)

- ・介護サービスを使う時、給付が適切なのかについては、市として把握しておく必要がある。
- ・MCS によりサービス手挙げ方式を導入し、例えば暫定でサービスが開始された後に要介護度等が異なれば、利用者の本人負担がかかり、行政としての責任を感じる。それに対する配慮があれば反対するものではない。他に調整を要することもあると思うので、時期として令和5年度3月開始は、早急ではないのか。

(高野氏)

- ・開始時期の目標は3月としているが、一つ一つ課題をクリアしていくことは必要だと考えている。資料にもあるとおり、今後の調整状況によって開始時期は別途決めていく。(資料p 27参照)

個人情報保護について(和光市職員より質問)

- ・個人情報保護条例については、各々市で定められており、本人の同意を得ているということであれば問題ないのかもしれない。しかし広域で情報を共有することになるのであれば問題がないかどうかを個人情報の取りまとめの部署に確認します。他の事業所も確認が必要ではないでしょうか？問題ないということを前提の上で、試験運用後、実際の運用を行うと思いますが、いつぐらいまでに確認が必要か示してほしい。

(高野氏)

- ・個人情報の取扱いについては、事業者は個人情報保護法等に則り本人の同意を得れば問題ない。
- ・参加事業者が情報システムを利用して個人情報を扱う場合は、厚生労働省のガイドラインに則ったシステムを利用する必要があるが、MCS は合致している。
- ・心配であれば、各市で法的根拠を確認していただきたい。

(和光市職員)

・スケジュールは今後調整があると思うが、12月からの病院募集については、医療機関、県の管轄で行ってもらえれば良い。しかし1月からの介護事業所に説明し募集をかけることに関しては、それ以前に各々4行政が満場一致の状態を作り出してから事業所に募集をかけて欲しい。和光市としてはこれまでの方式を変えなければいけない根底の変革を迫られることであるので慎重に進めたいと考えている。

(浅井議長)

- ・疑問点も多くあり、今後詳細な部分の確認も必要である。MCSの場を活用し、議論を重ねていければと思う。
- ・患者の為に、早急にという思いもあるため、今後も対面での議論の場を持ちながら、またMCSを使用し検討を重ねていきたい。
- ・MCSのメンバーに参加していただき、運用できるよう進めていきましょう。

■議題(3) 令和5年度推進事業計画について

次回の会議(第4回)にて諮る

■議題(4)その他

・看取りの研修会

令和5年3月1日(水) 19:00~20:30(ウェビナー開催)

講師: 認定NPO法人マギーズ東京 センター長 秋山 正子 先生

・在宅緩和ケアアンケート 回答受付期間 11/2(水)~11/14(月)

回答率 16%

→その後、11/22(火)地域包括ケア支援室・4市担当者連絡会再度各事業所にて、再度通知の上、回答受付期間を12/9(金)まで延長することが決定。

以上 文責)高田

=====
◇ 次回日程 ◇

令和5年2月20日(月) 15:30~ 和光市総合福祉会館3階 第2会議室